

様式第35号（第34条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第7号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所は、次の場所に設ける。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	夕張市本町4丁目2番地	夕張市役所
第2投票区	夕張市末広2丁目4番地	末広2丁目集会所
第3投票区	夕張市鹿の谷3丁目3番地	鹿の谷生活館
第4投票区	夕張市若菜3番地1	老人福祉会館
第5投票区	夕張市平和1番地44	ゆうばりはまなす会館
第6投票区	夕張市清水沢3丁目	清水沢生活館
第7投票区	夕張市清水沢清陵町62番地	清陵町さわやかホール
第8投票区	夕張市南清水沢4丁目13番地	南清水沢生活館
第9投票区	夕張市南部岳見町31番地	岳見町集会所
第10投票区	夕張市南部東町76番地	南部コミュニティセンター
第11投票区	夕張市沼ノ沢827番地	農業研修センター
第12投票区	夕張市真谷地62番地6区	改良住宅真谷地6区集会所
第13投票区	夕張市紅葉山526番地	紅葉山会館
第14投票区	夕張市楓46番地	改良住宅楓集会所

備考 投票所の場所については、建物の所在地、名称等具体的に記載すること。

様式第26号（第27条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第8号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

投票区名	投票管理者		左の職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	夕張市清水沢2丁目	高橋 賢一	夕張市清水沢1丁目	池 徳嗣
第2投票区	札幌市白石区北郷5条9丁目	押野見 正浩	夕張市常盤	原田 幸平
第3投票区	夕張市鹿の谷3丁目	堀 靖樹	夕張市鹿の谷1丁目	筒井 良行
第4投票区	夕張郡栗山町朝日4丁目	花田 寛勝	夕張市旭町	村井 啓佑
第5投票区	夕張市本町6丁目	鈴木 茂徳	夕張市鹿の谷2丁目	渡邊 浩二
第6投票区	北広島市中央6丁目	平塚 浩一	江別市緑ヶ丘	竹永 周平
第7投票区	夕張市紅葉山	板垣 克巳	夕張市南清水沢2丁目	佐藤 竜雅
第8投票区	夕張市南清水沢2丁目	外崎 伸一	夕張市昭和	吉田 直人
第9投票区	夕張市鹿の谷3丁目	後藤 礼充	夕張市南清水沢2丁目	菅野 政輝
第10投票区	岩見沢市南町7条4丁目	佐藤 由士昌	夕張郡長沼町旭町南2丁目	佐々木 猛
第11投票区	夕張市末広2丁目	本間 功雅	夕張市紅葉山	児島 啓太郎
第12投票区	夕張市鹿の谷3丁目	阿部 充雅	夕張市南清水沢2丁目	稻場 一紀
第13投票区	夕張市鹿の谷3丁目	辻 大士郎	夕張市末広2丁目	本間 登志子
第14投票区	北広島市青葉町1丁目	青田 修一	夕張市若菜	原 直樹

様式第33号(第33条関係)

夕張市選挙管理委員会告示第9号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所の開閉時間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げる。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第1投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第2投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第3投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第4投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第5投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第6投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第7投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第8投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第9投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第10投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第11投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第12投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第13投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分
第14投票区	午前7時00分（変更なし）	午後7時00分

様式第61号(第62条関係)

夕張市選挙管理委員会告示第10号

期日前投票所の場所及び期間について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を設ける場所及び期間は、次のとおりである。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

期日前投票所名	期日前投票所の場所	設置期間
夕張市役所	夕張市本町4丁目2番地	令和6年10月16日から 令和6年10月26日 (11日間)
拠点複合施設りすた	夕張市南清水沢4丁目48番地12	令和6年10月16日から 令和6年10月26日 (11日間)

備考 期日前投票所の場所については、建物の所在地、名称等具体的に記載すること。

様式第54号(第57条関係)

夕張市選挙管理委員会告示第11号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者及びその職務代理者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

職務を行 うべき日	期日前投票 所名	投票管理者		左の職務代理者	
		住 所	氏 名	住 所	氏 名
10月16日	夕張市役所	夕張市末広1丁目	石井 誉	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市紅葉山	佐藤 憲道	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月17日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市紅葉山	佐藤 憲道	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月18日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市沼ノ沢	西田 洋二	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月19日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市沼ノ沢	西田 洋二	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月20日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市紅葉山	佐藤 憲道	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月21日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市紅葉山	佐藤 憲道	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月22日	夕張市役所	夕張市末広1丁目	石井 誉	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市沼ノ沢	西田 洋二	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子

10月23日	夕張市役所	夕張市本町4丁目	寺沢 利章	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市南清水沢3 丁目	高屋敷 隆志	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月24日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市紅葉山	佐藤 憲道	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月25日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市沼ノ沢	西田 洋二	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子
10月26日	夕張市役所	夕張市常盤	古村 賢一	夕張市千代田	近野 正樹
	拠点複合施設 りすた	夕張市沼ノ沢	西田 洋二	夕張市南清水沢4丁 目	加藤 利江子

様式第59号（第61条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第12号

期日前投票所における開閉時間の繰り下げについて

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における拠点複合施設りすた期日前投票所の開閉時刻を、公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り下げる。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

期日前投票所名	期日前投票所を開く時刻	期日前投票所を閉じる時刻
拠点複合施設りすた	午前9時00分	午後8時00分（変更なし）

様式第82号（第91条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第13号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における夕張市開票区の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

- | | | |
|------|------------|----------------|
| 1 場所 | 夕張市若菜2番地 | ゆうばり文化スポーツセンター |
| 2 日時 | 令和6年10月27日 | 午後8時15分開始 |

様式第76号（第85条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第14号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

開票管理者		左の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
夕張市末広1丁目	柳沼 伸幸	夕張市鹿の谷山手町	天野 隆明

様式第77号（第86条関係）

夕張市選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙における夕張市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

夕張市選挙管理委員会委員長 柳沼 伸幸

1 場所 夕張市本町4丁目2番地夕張市役所内 夕張市選挙管理委員会事務局
2 日時 令和6年10月24日 午後5時10分